

農地の貸し借りは安心して適正な利用権設定で

問い合わせ 農業委員会事務局 ☎内線3241

農地の貸し借りは農地法(第3条許可)、または農業経営基盤強化促進法(利用権設定)による手続きが必要です。許可などの手続きをしていない貸し借りは法律に違反します。

口頭などによる個人的な貸し借りは、時間の経過により状況が変化してしまうなど問題が起こることがあります。利用期間を決めて、互いが安心して農地の貸し借りができる利用権設定をご利用ください。

設定を行う場合は、10月末日までに農地利用最適化推進委員、または農業委員に連絡してください。今年中に設定期間が終了するものも、貸し借りを継続する場合は更新が必要です。

貸し手と借り手間で該当の農地について契約期間や賃借料などを決定

利用権設定用紙に記入・押印

農地利用最適化推進委員、または農業委員へ届け出

～森林に関するお知らせ～

①立木を伐採するときには届け出が必要です

貴重な財産である森林を無秩序に伐採することは、森林の多様な機能を損なうだけでなく、さまざまな災害を引き起こすなど、私たちの生活に多大な影響を及ぼします。そのため森林法では、森林の立木の伐採前に「伐採及び伐採後の造林の届出書」を市町村長へ提出することを義務付けています。また、伐採後の造林が完了したときは、事後に森林の状況報告が必要です(森林法第10条の8)。

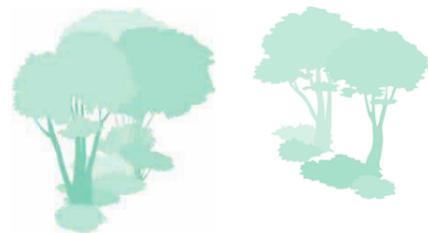
届け出が必要な森林 地域森林計画の対象となっている森林

※保安林を除く

届け出者 森林所有者

届け出期限 伐採を行う90日～30日前

問い合わせ 農林課農林振興係 ☎内線3236へ



②土地の所有権移転などの事前届出制度について

群馬県水源地域保全条例に基づき、森林の土地の所有権移転などが行われる場合は、事前に届け出が必要です。

届け出対象 森林の土地売買などを行う場合

届け出期限 契約締結予定日30日前

問い合わせ 利根沼田環境森林事務所 ☎②4481、県林政課 ☎027(226)3216へ

野焼きは違法行為です

廃棄物の野焼きは一部の例外を除き法律で禁止されています。ドラム缶や穴を掘ってのごみ焼却なども同様の行為です。なお、消防署への「火災とまぎらわしい煙又は火災を発生おそれのある行為の届出」は、野外焼却の許可ではありません。

野焼きの例外

▽農林業や漁業のため、やむを得ず行われる軽微な焼却

▽日常生活で通常行われる軽微な焼却(キャンプファイヤーなど)

▽風俗習慣上、または宗教上の行事を行うため必要な焼却(どんど焼きなど)

▽消火訓練の焼却や災害予防などに必要な焼却

※例外であってもビニールなど、有害物質を発生するものの焼却は禁止です

問い合わせ 利根沼田環境森林事務所 ☎②4481、環境課環境係(東原庁舎内) ☎内線77374へ



秋の市内一斉清掃・道路愛護運動を行います

道路、河川などに放置されたごみや道路にはみ出した植木などは、環境美化を妨げ交通事故の原因ともなります。美しい環境と安全な道路交通を守るために皆様のご協力をお願いします。

統一実施日 10月15日(日)雨天決行

問い合わせ

市内一斉清掃 各町の区長、環境保健協議会支部長、環境課廃棄物係(東原庁舎内) ☎内線77373へ

道路愛護運動 建設課管理係 ☎内線4213へ

◆白沢町 各区長、白沢支所地域係 ☎内線35へ

◆利根町 各区長、利根支所地域係 ☎内線32へ



<奨学資金貸付制度>

来年度の奨学生を募集します

対象 市内居住世帯で高校、短大、大学などに進学予定、または在学中の人

募集人員/貸与金額

①高校など 5人程度/月額2万円以内

②短大・大学 10人程度/月額5万円以内

返済方法 卒業後1年を経過した翌月から、貸与期間の2倍に相当する期間内に月賦、または年賦により返済

申込期限 11月30日(木)まで

申し込み・問い合わせ 学校教育課学校教育係 ☎内線3325へ

入札参加資格審査申請(電子申請)を受け付けます

市が発注する建設工事などの入札参加を希望する事業者は、入札参加資格申請(電子申請)をしてください。

申請の種類/期間

▽物品の製造・販売・購入および役務の提供など /10月2日(月)～31日(火)

▽建設コンサルタントなど委託業務 /12月4日(月)～22日(金)

▽建設工事 /来年1月4日(木)～29日(月)

※申請期間は厳守してください

有効期間 来年4月1日～2020年3月31日(2年間)

申請方法 ぐんま電子入札システムポータルサイト(<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/>)から電子申請をしてください

問い合わせ 契約検査課契約係 ☎内線3273へ

対象区域 市全域

対象面積 事業区域の面積が千平方メートル以上、3千平方メートル未満

本市では、再生可能エネルギー発電設備が設置されることにより、新たな電源となる一方、自然、景観、生活環境との調和が必要となるケースが想定されるため、事前協議などについて定めた指導要綱を来年1月1日より施行します。

再生可能エネルギー設備を設置するときは、あらかじめ都市計画課計画係までご相談ください。

対象事業 再生可能エネルギー発電設備の設置を行う事業

※建築物の屋根や屋上で行う事業、事業区域において主に自家用に供するために行う事業、公共団体が行う公益事業は除きます

※3千平方メートル以上、5万平方メートル未満は、沼田市地域開発事業指導要綱が該当し、5万平方メートル以上のものは群馬県大規模土地開発事業の規制等に関する条例が該当します

再生可能エネルギー発電設備設置の事前協議

問い合わせ 都市計画課計画係 ☎内線4227